ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.8/2568
เรื่อง หลักเกณฑ์การพิจารณาอนุมัติตำแหน่งบุคลากรต่างชาติการบรรจุบุคลากรต่างชาติในตำแหน่ง
ที่ได้รับอนุมัติและการขยายระยะเวลาตำแหน่งและตัวบุคคลตามมาตรา 25 และมาตรา 26

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 8/2568 号

件名：外国人材の役職承認、承認済み役職への外国人材の配置ならびに第 25 条および第 26 条に基づく役職および個人の期間延長に関する審査基準

投資奨励を受けた事業において、適切な比率でタイ人材を雇用させることにより、投資奨励が均衡のとれたものとし、雇用の創出およびタイ人材の育成と並行した経済成長につなげるため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 25 条および第 26 条の規定に基づき、かつ仏暦 2568 年（2025 年）5 月 19 日の投資委員会第 4/2568 回会議の決議に基づき、外国人材の役職承認、承認済み役職への外国人材の配置ならびに第 25 条および第 26 条に基づく役職および個人の期間延長に関する審査基準を以下のとおり改定する。

第 1 条　仏暦 2567 年（2024 年）8 月 9 日付投資委員会事務局布告第 Por. 3/2567 号「外国人の役職承認、承認済み役職への外国人の配置ならびに第 25 条および第 26 条に基づく役職および個人の期間延長に関する審査基準」を廃止する。

第 2 条　本布告において、各用語の定義を以下のとおり定める。

「外国人材」とは、投資奨励を受けた事業を有する法人において常勤で就労する外国人の熟練工および専門家であって、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づき、タイ王国内での就労を許可された者をいう。

「タイ人材」とは、投資奨励を受けた事業を有する法人により、社会保険基金への登録および保険料拠出がなされている常勤のタイ人をいう。

「法人の総雇用人数」とは、投資奨励を受けた事業を有する法人のタイ人材および外国人材の総数をいう。

「システム」とは、ビザ・労働許可サービスセンターのビザ・労働許可に関するシングルウィンドウ（SINGLE WINDOW FOR VISA AND WORK PERMIT） システム）をいう。

「経営幹部（EXECUTIVE）レベルの役職」とは、会長、社長、最高経営責任者、最高財務責任者、最高執行責任者、最高技術責任者、副会長、副社長、執行取締役、マネージング・ディレクター、ゼネラルマネージャー等の経営幹部レベルの役職をいう。

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.8/2568
เรื่อง หลักเกณฑ์การพิจารณาอนุมัติตำแหน่งบุคลากรต่างชาติการบรรจุบุคลากรต่างชาติในตำแหน่ง
ที่ได้รับอนุมัติและการขยายระยะเวลาตำแหน่งและตัวบุคคลตามมาตรา 25 และมาตรา 26

「管理職（MANAGEMENT）レベルの役職」とは、生産部長、マーケティングアドバイザー、工場長、代表取締役社長補佐、副社長補佐等の管理職または各種経営幹部補佐レベルの役職をいう。

「オペレーション（OPERATION）レベルの役職」とは、生産監督者、プロジェクトコーディネーター、電気技術者、射出成形技術者、データアナリスト、IT スペシャリスト、生産部長補佐、マーケティングコンサルタント、ソフトウェアエンジニア、会計担当者、営業担当者、上級研究開発監督者、オペレーター等の実務担当レベルの役職をいう。

第 3 条　恩典利用申請者の資格

3.1 仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づく恩典を付与された投資奨励を受けた事業であること

3.2 投資奨励証書に定める条件を遵守している事業であり、かつ、関係法令に従って適法に事業を遂行していること

第 4 条　外国人材の役職承認に関する審査基準

4.1 役職承認の審査に当たっては、事業の種類、使用される技術水準、製造工程またはサービス工程、タイ人材の雇用比率等の事業の構成要素を主として考慮するものとし、かつ、タイ人材が不足している役職でなければならない。

4.2 雇用比率は以下のとおりとする。

4.2.1 法人の総雇用人数が 100 人を超える製造業の場合、製造業における外国人材の役職数は事務局が定める数を超えない範囲で認める。この場合、タイ人材の人数は、法人の総雇用人数の 70%以上でなければならない。

4.2.2 法人の総雇用人数が 100 人以下の製造業の場合、またはサービス業の場合には、タイ人材の雇用比率は設けない。

4.2.3 国内滞在許可期間が 6 か月を超えない役職については、定められたタイ人材の雇用比率基準の適用対象外とする。

4.2.4 重要性の高いプロジェクトであって、定められた比率を下回るタイ人材の雇用について特別の必要性および理由がある場合には、案件ごとに委員会に付議して審査するものとする。

4.3 役職の承認は、別段の定めがある場合を除き、1 回につき 2 年を超えない期間とする。

4.4 貿易投資支援事務所（TRADE AND INVESTMENT SUPPORT OFFICE: TISO）、業務プロセス・アウトソーシング事業（BUSINESS PROCESS OUTSOURCING: BPO）および国際業務プロセス・アウトソーシング事業（INTERNATIONAL BUSINESS PROCESS OUTSOURCING: IBPO）については、役職承認は 1 回につき 1 年を超えない期間とし、また投資奨励証書に定めるワークステーション（WORKSTATION）数の条件に従い、ワークステーションに常駐するオペレーター（OPERATOR）の役職を承認する。

4.5 国際本部事業（INTERNATIONAL HEADQUARTERS: IHQ）、国際貿易センター事業（INTERNATIONAL TRADING CENTER: ITC）、国際ビジネスセンター事業（INTERNATIONAL BUSINESS CENTER: IBC）、研究開発事業、対象技術開発事業および電子設計事業については、役職承認は 1 回につき 4 年を超えない期間とする。

4.6 科学技術分野の研究者の役職に就く専門家の場合には、役職承認は 1 回につき 4 年を超えない期間とする。

第 5 条　承認済み役職への外国人材の配置に関する審査基準

5.1 経営幹部（EXECUTIVE）レベルの役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 27 歳以上であること
- 職務経験が 5 年以上であること
- 月平均所得が 150,000 バーツ以上であること

ただし、会長、社長、最高経営責任者、マネージング・ディレクターの役職については、上記の年齢および職務経験の基準を適用しないものとする。

5.2 管理職（MANAGEMENT）レベルの役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 27 歳以上であること
- 従事予定の役職または職務に関連する職務経験が 5 年以上であること
- 月平均所得が 75,000 バーツ以上であること。ただし、学士以上の学位を有する場合には、月平均所得が 50,000 バーツ以上であること

5.3 オペレーション（OPERATION）レベルの役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 職務分野に関連する学歴を有し、かつ、当該役職または職務に関連する職務経験

が 2 年以上であること。ただし、学歴が職務分野に関連しない場合には、当該役職または職務に関連する職務経験が 5 年以上であること

- 月平均所得が 50,000 バーツ以上であること

5.4 科学技術分野の研究者の役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 職務分野に対応する学歴を有し、かつ、従事予定の役職または職務に関連する職務経験が 2 年以上であること。ただし、学歴が職務分野に関連しない場合には、従事予定の役職または職務に対応する職務経験が 5 年以上であること
- 月平均所得が 75,000 バーツ以上であること。ただし、職務分野に対応する分野において学士以上の学位を有する場合には、月平均所得が 50,000 バーツ以上であること

5.5 技術者の役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 工学分野において学士以上の学位を有していること、かつ、関連する技術者の役職に関連する職務経験が 2 年以上であること、ただし、工学分野において学士以上の学位を有していない場合には、従事予定の職務に直接関連する技術者の役職または工学分野の業務における職務経験が 10 年以上であること
- 月平均所得が 75,000 バーツ以上であること。ただし、工学分野において学士以上の学位を有する場合には、月平均所得が 50,000 バーツ以上であること

5.6 情報技術分野の役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 情報技術またはソフトウェア開発に関連する科学技術分野において学士以上の学位を有していること、かつ、従事予定の役職または職務に関連する職務経験が 2 年以上であること。ただし、情報技術またはソフトウェア開発に関連する科学技術分野において学士以上の学位を有していない場合には、従事予定の役職または職務に関連する職務経験が 5 年以上であること
- 月平均所得が 75,000 バーツ以上であること。ただし、情報技術またはソフトウェア開発に関連する科学技術分野において学士以上の学位を有する場合には、月平均所得が 50,000 バーツ以上であること

5.7 貿易投資支援事業のうち、国際的な業務プロセス管理受託サービスの業務範囲に属するもの、国際業務プロセス・アウトソーシング事業（IBPO）および業務プロセス・アウトソーシング事業におけるワークステーションに常駐するオペレーターの役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 関連分野における研修修了証明を有していること
- 月平均所得が 35,000 バーツ以上であること。

5.8 教師の役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 職務分野における学歴を有し、かつ、従事予定の役職または職務に関連する職務経験が 2 年以上であること、ただし、学歴が職務分野に関連しない場合には、従事予定の役職または職務に対応する職務経験が 5 年以上であること
- 教育評議会が発行する任命書および教職免許を有していること。この場合において、配置許可期間は、承認を受けた役職の期間と同一とする

5.9 パイロットの役職については、以下の要件を備えていなければならない。

- 申請日において満 22 歳以上であること
- 職務分野に関連する学歴を有し、かつ、従事予定の役職または職務に対応する職務経験が 2 年以上であること。ただし、学歴が職務分野に関連しない場合には、従事予定の役職または職務に対応する職務経験が 5 年以上であること
- タイ民間航空局による裏書を付した職業免許（VALIDATION）を提出すること。この場合において、配置許可期間は、当該職業免許の有効期間と同一とする

5.10 5.1 から 5.9 までについては、雇用契約書に記載された所得を審査するものとする。ただし、外国人材が、新たに配置を申請する日の 1 年以内に、今回申請するものと同一の役職または職務について就労を届け出ていた場合には、源泉徴収税申告書（PND.1 Kor）または個人所得税申告書（PND.1）により所得を審査するものとする。

5.11 国内滞在許可期間が 6 か月を超えない役職については、定められた最低所得基準の対象外とする。

第 6 条　承認を受けた役職および個人の期間延長に関する審査基準

6.1 承認を受けた役職および個人の期間延長は、事業運営計画、生産能力の拡張、生産工程の改善、生産効率または製品品質基準の改善、タイ人材の雇用比率等の要素を考慮して審査

するものとする。ただし、当該役職は、タイ人材が不足している役職でなければならない。

6.2 雇用比率は以下のとおりとする。

6.2.1 法人の総雇用人数が 100 人を超える製造業の場合、製造業における外国人材の役職数が事務局の定める上限を超えない場合に限り、承認を受けた役職および個人の期間延長を認める。この場合、タイ人材の人数は、法人の総雇用人数の 70%以上でなければならない。

6.2.2 法人の総雇用人数が 100 人以下の製造業の場合、またはサービス業の場合には、常勤のタイ人材の雇用比率は設けない。

6.2.3 国内滞在許可期間が 6 か月を超えない役職については、上記に定めるタイ人材の雇用比率基準の適用対象外とする。

6.2.4 重要性の高い製造プロジェクトであって、定められた比率を下回るタイ人材の雇用について特別の必要性がある場合には、案件ごとに委員会に付して審査するものとする。

6.3 承認を受けた個人の許可期間の延長は、4.3 ないし 4.6 までに定める期間を超えない範囲で承認するものとする。

6.4 役職の期間延長を申請する外国人材は、第 5 条に定める資格を有していなければならない。この場合において、所得については、源泉徴収税に係る申告書（PND.1 Kor）に基づき審査するものとする。ただし、当該外国人材が当該役職に配置されてから 1 年未満である場合には、個人所得税申告書（PND.1）に基づき審査をするものとする。

第 7 条　企業が既にプロジェクトに基づく操業開始の許可を受けている場合は、事務局が適当と定めるところにより、オペレーションレベルの役職における外国人材の人数を削減しなければならない。

第 8 条　本布告に基づき第 25 条および第 26 条による外国人材の王国内への入国許可を申請する場合には、仏暦 2560 年（2017 年）9 月 22 日付投資委員会事務局布告第 Por.3/2560 号「電子システムによる外国人の王国内入国許可申請に関する基準および実務手続について」およびその改正追加布告に従って行うものとする。

第 9 条　前各条に定める基準は、一般的な審査指針として適用するものとする。ただし、投資奨励証書に追加条件が定められている場合、または委員会により特例として承認されている場合はこの限りではない。なお、相当の理由がある場合、事務局長は、個別に緩和を認めることができるものとする。

第 10 条　本布告に基づき判断できない場合、事務局長を裁定者とする。

第 11 条　本布告の効力発生日

１１．１　本布告日以後に投資奨励証書の発給を受けるプロジェクトについては、仏暦 2568 年（2025 年）10 月 1 日から効力を生ずる。

11.2 本布告日前に投資奨励証書の発給を受けたプロジェクトについては、仏暦 2569 年（2026 年）1 月 1 日から効力を生ずる。

仏暦 2568 年（2025 年）6 月 5 日　布告

ナリット・タートサティラサック
（ナリット・タートサティラサック）
投資委員会事務局長